

都留文科大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 評価結果

評価の結果、貴大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は2018（平成30）年3月31日までとする。

II 総 評

一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢

貴大学は、1953（昭和28）年設置の山梨県立臨時教員養成所をその母体とし、1955（昭和30）年に都留市立都留短期大学を設置し、1960（昭和35）年に文学部のみの4年制大学として開学した。山梨県都留市に設置された公立大学として、「立地する地域的特性を活かしつつ、総合的な教育・研究の実施により、これまで培ってきた教育界を中心として、地域社会はもとより、国内外の様々な地域や分野で活躍できる有為な人材の育成を行う」ことを目的とし、発展を続けてきた。設立当初は文学部初等教育学科、国文学科の2学科であったが、現在、5学科体制を確立している。この間、1991（平成3）年には、文学専攻科（教育学専攻）を設置し、1995（平成7）年には、大学院文学研究科を設置し、順次5つの専攻を開設して発展を遂げている。2009（平成21）年度には、公立大学法人化し、公立大学法人都留文科大学として新たに歩み始めている。

地域に根ざし国内外に活躍する人材を育てる公立大学としての使命は一貫しており、学訓である「菁莪育才」の理念の下、教育界を中心に多くの人材を輩出しており、社会的な期待は高いといえる。

大学および各学科の理念・目的の周知は、『大学案内』、ホームページ、オープンキャンパスなどで図られている。しかし、大学院の目的は規定化されているが、その目的が不明確であるので、具体的に明示するよう検討が望まれる。

貴大学は、教育理念を具現化するための努力が教育課程にみられ、特色あるものとなっている。特に、地域に根ざした教育を実施し、豊かで多様な社会貢献を推進している。一方で、法人化間もないこともあり、管理運営に関する諸規程の整備などの課題があるので、順次対応し、今後さらに発展していくことを期待する。

二 自己点検・評価の体制

2004（平成16）年に「自己点検・評価委員会」を設置し、その下部組織に「授業評価部会」「ファカルティ・ディベロップメント（FD）部会」を設けていたが、法人化

都留文科大学

にともなう組織組み替えにより、「自己点検・評価実行委員会」と「FD委員会」が設置された。「都留文科大学自己点検・評価実行委員会規則」を制定し、規則に則って、各種調査を実施しデータを公表するなど、自己点検・評価の体制は整いつつある。しかし、到達目標が具体性を欠いており、掲げている到達目標と実態との間に齟齬をきたしているように思われるケースが見受けられる。法人化して間もないこともあり、自己点検・評価のシステムは構築していても、それを全学的にどのような改善につなげていくのかは十分討議されていない。今後は、自己点検・評価結果をより効果的な改善に結びつけるよう改善の努力が望まれる。

三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み

1 教育研究組織

貴大学の教育研究組織は、地域に立脚した公立大学として、教員養成を中心としつつ時代と社会のニーズに応じて、国内外の多様な分野で活躍できる人材を養成するため、教育研究組織、収容定員などの見直しを進め、現在、1学部5学科（2専攻）と1研究科5専攻を擁している。このほか、教職希望者のための1年間の文学専攻科教育学専攻も設けている。

また、教育研究施設の一つとして、地域交流研究センターを設け、大学と地域とを結ぶさまざまな活動を実施し、社会貢献を推進している。

2 教育内容・方法

(1) 教育課程等

文学部

文学部の理念のもとに、共通教育科目（教養科目・共通専門科目）および専門科目を適切に編成している。教養科目の中の、外国語、情報教育は適切に配置され、基礎演習分野の「読書」「表現」は、さまざまな入学試験方法による基礎学力を補完し、導入教育を意識したものとなっている。各学科の専門科目は、共通専門科目、自由科目、諸資格、日本語教員養成課程の別に応じて開設されている。初等教育学科では11の専攻を設け、「学校参加」などの学校現場に直結する科目群を開発し展開している。国文学科は、主要5分野のすべてを学んだ上で、専攻分野を深める体系的なカリキュラムを特色としている。英文学科では「文学・文化」「言語・文化」の2分野に分けられた専攻から演習を選択させるなど、文化研究、英語運用能力面などの強化を進めている。社会学科では、2専攻化にともない、各専攻の専攻専門科目を設け、フィールドワークを重視するカリキュラムとなっている。比較文化学科では5分野からカリキュラムを構成し、さらに、現代世界の構造的な理解や問題の把握を目指す科目を開講している。また、学科の枠を超えて各学科の専門科目の中から選定された「自由科目」は、各自の問題関心に応じて系統的に履修で

きるようになっている。

さらに、ジェンダーについて体系的に学び、「社会倫理を培うことを目的の一つ」としている「ジェンダー研究プログラム」が設置されていることは、教員養成にあたり倫理観を培うとともに、学生のジェンダーへの理解を深めるなど、貴大学の特徴を表しているものといえ、評価できる。

しかし、大学の立地を活かした地域交流の科目群は、地域に根ざした教育を目指す貴大学の特徴的な取り組みであるにもかかわらず、未開講の科目があるので、今後、開講されるよう改善の努力が望まれる。

文学研究科

文学研究科修士課程は、5専攻（国文学・社会学地域社会研究・英語英米文学・比較文化・臨床教育実践学専攻）から構成されている。国文学専攻では、古典文学・国語教育学などの専門分野を中心にカリキュラムが構成され、高度な知識能力を身につけた国語教員の養成を目指している。社会学地域社会研究専攻では、社会学を基礎として、地域社会およびグローバル化した「現代社会」の構造の分析を目指している。英語英米文学専攻では、英語力・英語文化圏の学修・考察をもとに、英語教育・言語獲得の研究の充実を図っている。比較文化専攻では、日本文化領域、比較地域文化領域などの学修・考察をとおして、日本文化と異文化との多様な接触・依存・交流を研究することができるようにしている。臨床教育実践学専攻では、「臨床教育学領域」と「教育臨床心理学領域」の研究領域を置き、子ども理解を軸に据えた教育実践研究を推進していく教育課程を配している。また、地域の小中学校現職教員の再教育を兼ねた大学院制度が検討されており、今後の取り組みが期待される。

社会人受け入れに対応するために、長期履修学生制度を設けているが、授業は平日のみの開講であり、6限に配置されている科目も少なく、現行の時間割編成では受講に制約がともなうなど、多くの課題がある。また、未開講科目が多く、学生の履修機会が保証されていないので、文学研究科の目標が十分に達成されているとはいえない。

（2）教育方法等

文学部

各年次および卒業時の学生の質を保証・確保するために、入学時の履修指導や個別の履修指導を行い、教務委員会において客観性を保つようにするなど、組織的に履修指導が行われている。また、留年生に対して専任教員退職者があたり、個別指導を実施していることは評価できる。

しかし、履修登録単位数の上限が教職課程を取得する学生を主とする学科とそれ以外の学科とで同じ制限単位数であり、また各年次の単位の上限が50単位を超えている

ので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。4年次の演習および卒業論文を必修としているが、資格課程取得の意義と学修負担との関係についての検証も必要であろう。

シラバスは公開され、授業計画をはじめ統一された様式のもと成績評価基準などが明示されているが、記述内容などに科目間で精粗が見受けられる。また、2002（平成14）年度から学生による授業評価を実施しているが、その実施の取り扱いが個々の教員に委ねられている。また、授業評価結果について、学生に公表されていない。FDの一環として授業評価のより一層の組織的な取り組みが望まれる。

文学研究科

入学時および進級時に、各専攻で専攻主任によって履修方法と研究論文指導に関するオリエンテーションを実施し、組織的に履修指導を行っている。大学院学生は毎年指導教員の授業を履修し、これに関連した個別指導を受けている。修士論文の作成に向けて、指導教員の「研究」と「演習」（国文学専攻、比較文化専攻）、「研究」と「方法」（社会学地域社会研究専攻）、「演習Ⅰ」と「演習Ⅱ」（英語英米文学専攻）、「研究」と「演習」と「実習」（臨床教育実践学専攻）など、対ないし一連となった科目を履修するように科目編成しており、これらをとおして専門性を発展させる仕組みとなっている。

しかし、シラバスは、成績評価基準が具体的に明示されていない科目がみられ、記述内容なども十分とはいえない。

FDについては、学部と合同の研修会は開催されているが、大学院学生による授業評価は実施されておらず、大学院独自のFD活動が行われていないので、今後、組織的な取り組みが行われるよう改善が望まれる。

（3）教育研究交流

文学部・文学研究科

文学部の国際交流は、主に国際交流室と国際交流・留学委員会が担当している。外国人留学生の受け入れとしては、交換留学協定により、アメリカ・カリフォルニア大学と中国の湖南師範大学より、交換留学生を受け入れている。また、外国人留学生の受け入れの支援、国際交流を推進する活動として「チューター制度」を設け、それを支援する学生が「国際交流実習Ⅰ・Ⅱ」「国際交流演習Ⅰ・Ⅱ」という授業科目の単位として修得する制度をとっている。さらに、文部科学省の特色ある大学教育支援プログラム（特色GP）に採択された「地域を基盤とした教師養成教育モデルの開発」を通じて、国内外の大学と教師教育のあり方についての研究交流を行っている。

しかし、特色GP終了後の資金的制約に対処し、交流を組織的に継続する具体的な

対策がとられていないことや国際交流委員会管轄の留学先が、アメリカ、カナダ、中国の3カ国に限定されていることは今後の検討課題である。また、国際化を貴大学の基本方針の一つにしているにもかかわらず、留学プログラムに参加する学生が少数であるので、国際交流の活性化に向けた一層の努力が望まれる。

大学院は、「留学生の入学を積極的に受け入れる」との目的のもと、イラン・中国・韓国から留学生が国文学専攻・社会学地域社会研究専攻・比較文化専攻・臨床教育実践学専攻にそれぞれ入学している。しかし、貴大学からの海外への大学院学生の留学の実績が少なく、制度としても整備されていない。アメリカ・セント・ノーバート大学との間で大学間合意に基づいた留学を計画しているが、実現していないことについて、検証を行うことも求められる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

文学研究科

学位授与について、「修士の水準は、研究テーマに関して先行研究の把握にとどまらず自己のオリジナリティを発揮しながら研究する力量の習得にある」とあるものの、研究指導體制および学位論文審査基準が具体的に明示されておらず、学位授与方針に相当する大学院の目的についても、独自の目的が不明確であるので、具体的に明示するよう改善が望まれる。また、修士論文の「口述試問」についても、「複数または公開で実施」とするのみで、審査における透明性と客観性が十分に確保されていないので、検討が望まれる。

3 学生の受け入れ

学部・研究科における学生の受け入れに関して、入学者選抜基準、入試成績評価法は受験生に対して明示されており、大学としての説明責任は果たしている。また学生募集にあたり高校訪問を徹底し、高校側の情報・要望の聴取や全国10数箇所の試験地を設けるなど、努力が認められる。各学科、専攻の特色に応じて多様な入試形態を導入しており、「入試—成績—進路の一貫したデータベース」を踏まえて入試方式を改善してきた取り組みは注目される。

学部における過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均、学部における収容定員に対する在籍学生数比率はおおむね適切である。ただし、初等教育学科の収容定員に対する在籍学生数比率は1.22とやや高いので、今後も定員管理に努められたい。近年、広く学力の低下が懸念される中、推薦入学者が入学者の過半数を超えており、対応策の強化も望まれよう。なお、編入学生の受け入れ状況については適正である。大学院学生の受け入れに関しては、現職教員選抜、社会人選抜、飛び入学、長期履修学生制度などの制度を導入する努力がみられるが、定員を満たすにはいたっていない

ので、より一層の努力が望まれる。

4 学生生活

就職指導、キャリア形成に関して、キャリアサポート室を設けるほか、「キャリア形成論」の科目を開設するなど、組織的・体系的に取り組んでいる。特に教員採用に関する対策が行き届いており、高い効果を上げていることは注目される。しかし、卒業生の過半数を占める企業就職者への指導は、まだ改善の余地があり、物的・人的支援体制の強化が望まれる。

学部学生、大学院学生への経済的支援として、全授業料収入の2%以内の枠で授業料減免および徴収猶予の制度を設けているが、奨学金の多くは、公的奨学金であり、大学独自の奨学制度としては後援会によるもののみであるので、今後の拡充が課題となる。新たにスタートした「学生チャレンジプロジェクト」は、学生による意欲的な研究プロジェクトを支援するものであり、成果が期待される。

学生相談体制に関しては、2002（平成14）年に、授業履修上の諸問題、将来の職業選択や課外活動などに対応する学生相談室と、精神的・心理的問題に対応する心の相談室とを、保健管理室の下「学生相談」として統合し、さらに「よろず相談窓口」を設けて学生の利便性を高め、効果を上げている。なお、2006（平成18）年度から未履修、低単位取得学生および不登校の学生に対応する教務相談員が置かれ、よりきめ細かい対応が可能となっている。ハラスメントに関しては、2009（平成21）年に人権委員会が組織され、規程、窓口が整備され、適切に運用しているが、より効果的な啓発活動が望まれる。

5 研究環境

大学全体としての研究発表状況は活発であり、「都留文科大学紀要」をはじめ、5学科がそれぞれ「臨床教育実践学研究」「国文学論考」「英語英文学論集」「地域社会研究」「比較文化の視点」などを発行し、研究成果が公表されている。教員の研究・教育業績の公開を今後はインターネットにおいても行うとしている。在外研修は、勤務7年後に1年間の研究期間が、さらにその7年後には半年間の研究期間が保障されている。教員の経常研究費については、個人研究費としての「学術研究費交付金」をはじめ、他5種が保障されている。特に、新任教員を対象とした制度である「新任教員スタートアップ支援交付金」は、研究者支援として有意義なものである。

なお、文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代GP）に採択された「山・里・町をつなぐ実践的環境教育への取り組み～フィールド・ミュージアムへようこそ!」、特色GPの研究プログラムの展開状況には課題もみられるが、おおむね適切に進行している。しかし、科学研究費補助金に関しては、この1、2年採択率が

高いとはいえず、支援体制の充実などが今後検討されることが期待される。

6 社会貢献

地域への社会貢献としては、地域交流研究センターが重要な役割を果たしている。同センターの活動としては、「フィールド・ミュージアム部門」「発達援助部門」「暮らしと仕事部門」「各種メディア活動」「地域貢献活動事業」があり、大学と地域を結び、多くの学生、教員が参加している。「フィールド・ノート」の編集や小・中学校において教員の補助として参加する「学生アシスタント・ティーチャー事業」など、学生の教育と地域貢献、社会貢献とを有機的に結合させたさまざまな取り組みを中心的に推進しており、その活動は高く評価できる。ただし、活動内容に見合ったスタッフ、体制の拡充が課題となっている。

また、市民公開講座、県民コミュニティーカレッジ、文大名画座、現職教員教育講座など、地域の教養、教育、娯楽に資する講座を毎年設置し、地域に根ざした生涯学習を提供することにより、社会貢献を果たしている。

国や地方公共団体の政策形成に対して、教員各自の専門性を活かして積極的に貢献している。大学の施設・設備は、上記の市民講座などで開放・利用されており、都留市民をはじめ県内各地の住民の教養・娯楽の向上に役立てられている。

7 教員組織

専任教員の人数は、各設置基準で定める必要専任教員数を上回っており、教育職員免許法上も適切である。しかし、学部における専任教員1人あたりの学生数に関して、国文学科、英文学科、社会学科、比較文化学科は、卒業論文を必修とする教育課程としては多すぎるので適切な対応が望まれる。

専任教員の年齢構成に関しては、51～60歳の年代の割合が高いため、今後の教員採用計画等において、改善の努力が望まれる。

主要な科目は専任教員が中心に担当しており、授業科目の専兼比率においてはおおむね適正であると判断できる。しかし、学生の学修を支援するための人的支援体制については充実しているとはいえず、特に実験・実習をともなう授業では、整備・改善が求められる。

教員の任免、昇格、資格審査については、規程に基づき適正な手続きによって行われている。また、教員の採用については、法人化にともない、新たに設置された教育研究審議会が重要な役割を果たすよう改められた。改正された制度において、適正な運用が行われるよう、十分慎重な検討が必要である。

8 事務組織

法人化により、事務組織も制度、役割に変更があり、法人の議決機関である理事会、常任理事会、経営審議会、教育研究審議会に、大学事務局長は理事としてすべての組織に参画している。また法人事務局も戦略性、計画性などの見地から大学運営をサポートしている。事務局長のもとに、法人事務組織との密接な連携の中で大学事務局が運営されており、学部・研究科の教育・研究活動を支援する上で適切かつ効率的な体制が整備されている。学内の意思決定機関である教授会、大学院研究科委員会のもとにある各種委員会には、事務職員が正規の委員として参加するなど、教員との協働が実現している。

しかし、事務の正職員がすべて、設立団体である都留市からの派遣職員であり、人事異動により、大学運営における専門性・継続性の維持が困難であることや、正職員数を十分に確保できないといった問題がある。法人化以後は、事務職員の計画的な採用および高度化、専門化する大学職員の職務内容にふさわしいスタッフ・ディベロップメント（SD）の充実が課題となっている。教員との協働と役割分担を明確にし、職員の採用、研修体制を改善、強化することが求められている。

9 施設・設備

校地面積ならびに校舎面積は大学設置基準を満たしており、特に初等教育学科用には、美術研究、自然科学、音楽研究のための独立棟を設けるなど、整備・管理体制を含め学部・大学院における施設・設備はおおむね適切である。耐震化工事は着実に進められており、バリアフリー化については、さらに順次整備されていくことが望まれる。情報処理関連施設については、情報教育教室、図書館などの整備が進んでいるが、今後、学習者の利便性を向上し、サポート体制を充実させることが課題である。キャンパス・アメニティに関しては、緑豊かな自然環境に恵まれる中、ビオトープを造成し、また隣接する多くの市営施設を共同利用するなどの工夫がみられる。教員、学生による早朝の清掃ボランティアなど周辺環境への配慮も評価できる。

施設・設備などの維持・管理は、専門業者との委託契約によって支障なく行われている。衛生・安全面についても、管理体制は確立されている。しかし、食堂に関しては、利便性向上のための改修は行われたが、昼食時に込み合う状況に改善がみられないので、引き続き改善に努められたい。

10 図書・電子媒体等

2004（平成 16）年に開館した新図書館によって学習環境は著しく向上し、「学習研究図書館」として、図書館運営委員会を中心に、教育活動を支援する図書・電子媒体などの資料の体系的、計画的整備を進めている。3年ごとの「重点図書整備計画」を

都留文科大学

継続するなど、教育・研究に必要な基本文献の整備とともに、大学独自の特色あるコレクションの形成にも努めていることは評価できる。閲覧座席数は、全学収容定員に対して十分に確保されており、学習室・情報パソコン学習席も整備され、年間30万人の延べ利用者数があるなど、利便性に優れ、活発に利用されている。図書館ガイダンスは基礎編・検索編・研究編に応じて3つのレベルに分けて実施しており、受講者数も多く、効果的な図書館利用、学術情報利用につながっている。また、「地域に開かれた図書館」として、20余年前から市民への開放を行ってきた実績も評価できる。学術情報の電子化への対応、国立情報学研究所のC i N i iや図書館ネットワークの形成、開館日数・開館時間なども特に問題はなく、試験期間などには日曜・祝日の開館も行っている。図書館を含め、学内の情報システムなどをサポートする部署として1994(平成6)年に情報センターが設置され、適切に機能している。

一方、「図書館図書と学科および研究室図書との収集方法等の確立」が目指されながら、改善が進んでいないので、今後も努められたい。

1.1 管理運営

法人化以後、理事長・学長のリーダーシップのもと、戦略的に大学運営を行うことが目指され、大学の最終意思決定権者は理事長であり、大学経営に関しては「経営審議会の審議を経て、理事長が決定する」ことに、教学に関しては教育研究審議会が「教学に関する予算・人事を含む大学運営の重要事項を審議」し、学部教授会は「学生の身分、成績等に関することを審議」することとなっている。このように管理運営については、諸機関間の役割分担・機能分担に関し基本的な考え方が示されており、「公立大学法人都留文科大学定款」以下の明文化された諸規程によって適切に運営されている。学長は「学科等別の教員配置数」の決定権限など強い権限を持つが、その行使にあたっては教育研究審議会および教授会との十分な意思疎通が望まれる。大学の管理運営には学外有識者も加わっており適切である。

一方、「公立大学法人都留文科大学組織及び運営に関する基本規程」「教育研究審議会規程」において、未整備の規程が見受けられ、また、教育・研究施設である地域交流センターの管理運営などに関する規程が整備されていない。さらに、教授会の審議事項や研究科委員会の審議事項の中には関連する規程間で整合していないものが見受けられるので、これらの諸規程を整備するよう改善が望まれる。

1.2 財務

到達目標として、「〈1〉教育研究環境の維持改善を図りつつ、経費の節減につとめ健全な財政運用を行う。〈2〉中長期的キャンパス計画を策定していくなど、剰余金の管理運用を適正に行う。〈3〉外部資金の確保につとめその適正な運用を行う。」こと

を掲げている。

財政計画については、6年間ひとくくりの財務計画（収支計画）となっている。意味のある財務計画とするためには、年度ごとの、運営費交付金および授業料・外部資金などの自己収入の見込み、それに対応した（効率化等政策努力を織り込んだ）人件費等経費の計画を策定する必要がある。

財務状況については、設置者である都留市において、将来的な施設整備や多人数の退職など臨時的な多額の費用に備え「運営基金」を設置し、財源が確保されていることは、財政基盤を強化する観点から評価できる。

外部資金の獲得については、過去4年間の科学研究費補助金獲得の実績はほぼ横這いであり、申請件数の対教員数比率も低い状況である。ただし、科学研究費補助金を申請した教員に対して別枠の研究費を予算付けするなど、政策努力も行われており、今後の成果に期待したい。

13 情報公開・説明責任

『2003年自己点検・評価報告書』や法人情報、教員の研究業績などを、冊子や逐次刊行物、大学ホームページなどで公表している。多くは学外からの閲覧も可能となっており、情報公開や説明責任についてはおおむね適切である。また大学への情報公開請求に備えて規程を整備しているが、「情報公開や個人情報開示の行い方やその後の手続きについての運用が不明確」であるため、見直しが必要である。

財務情報の公開については、2009(平成21)年度に公立大学法人へ移行する以前は、都留市のホームページ上において市の財務諸表の中に都留文科大学特別会計を記載し、公表していた。公立大学法人への移行後は、大学ホームページに財務情報のページが設けられ、財務諸表および事業報告書などを公表し、情報公開・説明責任の履行を果たそうとする姿勢が表れている。今後は、貴大学に対する一層の理解を得るために、分かりやすい解説を付ける、図表を取り入れるなどの工夫が期待される。

III 大学に対する提言

総評に提示した事項に関連して、特筆すべき点や特に改善を要する点を以下に列挙する。

一 長所として特記すべき事項

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 性にかかわる社会関係、価値・規範等を学ぶことを通して社会倫理を培うことを目的として設置されている「ジェンダー研究プログラム」は、ジェンダーについて体系的に学ぶことができ、教員養成にあたり倫理性を培うとともに、学

都留文科大学

生のジェンダーへの理解を深めている。また、一定の科目履修修了者には、ジェンダー研究プログラム修了証を発行しており、これらの取り組みは高く評価できる。

2 社会貢献

- 1) 地域交流研究センターでは、「フィールド・ミュージアム部門」「発達援助部門」「暮らしと仕事部門」の活動において、地域の自然や文化とふれあい、「フィールド・ノート」の編集や小・中学校において教員の補助として参加する学生アシスタント・ティーチャー事業など、学生の教育と地域貢献、社会貢献とを有機的に結合させた取り組みを実施しており、多くの学生と教員が参加している。これらの大学と地域を結び、多様な社会貢献を推進していることは高く評価できる。

二 助言

1 教育内容・方法

(1) 教育課程等

- 1) 教育目標に「地域社会における教育や文化の向上に貢献できる人材の育成」を掲げているにもかかわらず、貴大学の立地を活かした特徴的な取り組みである地域交流の科目群において、未開講科目があるので、今後は開講されるよう改善が望まれる。

(2) 教育方法等

- 1) 教員免許関連の資格取得を希望する学生と資格取得を希望しない他の学生とも1年間に履修登録できる単位数の上限が、1年次は54単位、それ以外(2年次から4年次)は62単位に設定されているので、単位制度の趣旨に照らして、改善が望まれる。
- 2) 学生による授業評価の実施および授業への還元が個々の教員に委ねられ、結果についても学生に公表されていないため、改善が望まれる。
- 3) 文学研究科においては、大学院独自のFD活動を行っていないので、改善が望まれる。

(3) 教育研究交流

- 1) 国際交流・国際化が大学の基本方針の一つにもかかわらず、学部における留学プログラムに参加する学生が少数であるので、国際交流の活性化に向けた一層の努力が望まれる。

(4) 学位授与・課程修了の認定

- 1) 研究科において、学位論文審査基準および研究指導体制が具体的に明示されていないので、大学院履修要項などに明示するよう改善が望まれる。

2 教員組織

- 1) 各学科で卒業論文が必修でありながら、専任教員1人あたりの学生数が国文学科46.8名、英文学科43.5名、社会学科42.5名、比較文化学科43.3名と多いので、改善が望まれる。
- 2) 専任教員の年齢構成において、51～60歳の割合が全体で37.5%と高いので、全体的なバランスを保つよう、今後の教員採用計画等において、改善の努力が望まれる。

3 管理運営

- 1) 「公立大学法人都留文科大学組織及び運営に関する基本規程」上に定める「別の定め」や、また「教育研究審議会規程」上に定める「法人の規程」がないなど、未整備の規程が見受けられる。さらに、教育・研究施設である地域交流研究センターの管理運営などに関する規程が整備されていないので、これらの諸規程を整備するよう改善が望まれる。
- 2) 教授会の審議事項である学生の身分や授業科目の履修、単位などの認定に関しては、教授会与学長との役割が明確に規定されていないので、改善が望まれる。また、同様に、研究科委員会と研究科長との規定上の役割が不明確な事項が見受けられるので、あわせて改善が望まれる。

4 点検・評価

- 1) 組織的および恒常的な自己点検・評価活動が十分とは認められないので、改善につながる取り組みとなるよう改善が望まれる。

以 上

「都留文科大学に対する大学評価（認証評価）結果」について

貴大学より2010（平成22）年1月7日付文書にて、2010（平成22）年度の大学評価（認証評価）について申請された件につき、本協会大学評価委員会において慎重に評価した結果を別紙のとおり通知します。

本協会では、貴大学の自己点検・評価を前提として、書面評価と実地視察等に基づき、貴大学の意見を十分に斟酌した上で、評価結果を作成いたしました。提出された資料（都留文科大学資料1）についても、不明な点や不足分があった場合には、直ちに連絡するように努め、また評価者には、経験豊富な者を中心に正会員より推薦いただいた評価委員登録者をあてるとともに、評価者研修セミナー等を通じてそれぞれの質の向上を図るなど、万全を尽くしてまいりました。

その上で、貴大学の評価を担当する分科会のもとで、本協会が設定している「大学基準」への適合状況を判定するための評価項目について、提出された資料や実地視察に基づき、慎重に評価を行いました。

(1) 評価の経過

まず書面評価の段階では、分科会を構成する主査および各委員が、それぞれ個別に評価所見を作成し、これを主査が中心となって1つの分科会報告書（原案）に取りまとめました。その後各委員が参集して、大学評価分科会を開催し（開催日は都留文科大学資料2を参照）、分科会報告書（原案）についての討議を行うとともに、それに基づいて再度主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。財務の評価については、大学財務評価分科会の下部組織である部会で第一次的な検討を行って部会報告書を取りまとめました。その後、8月4日、5日に大学財務評価分科会を開催し、部会報告書について討議を行い、それに基づいて主査が分科会報告書（案）を作成いたしました。その後、各分科会報告書（案）を貴大学に送付し、それをもとに10月14日に実地視察を行いました。

実地視察では、各分科会より付された疑問等について聴取し実状を確認するとともに、意見の交換、学生へのヒアリング、施設・設備の視察などを実施し、これらに基づいて主査が分科会報告書（最終）を完成させました。

同報告書（最終）をもとに大学評価委員会正・副委員長・幹事会で作成した「評価結果」（委員長案）を大学評価委員会で審議し、「評価結果」（委員会案）として貴大学に送付しました。その後、同委員会案については、意見申立の手続きを経て大学評価委員会で「評価結果」（最終案）とし、その後理事会、評議員会の承認を得、最終の「評価結果」が確定いたしました（「都留文科大学資料2」は、ご参考までに今回の評価の手続き・経過を時系列で示したものです）。

なお、「評価結果」は、学校教育法に定める認証評価の結果という性格も有することから、

貴大学への送付とあわせて広く社会に公表し、文部科学大臣にも報告いたします。

(2) 「評価結果」の構成

貴大学に提示する「評価結果」は、「Ⅰ 評価結果」、「Ⅱ 総評」、「Ⅲ 大学に対する提言」で構成されています。

「Ⅰ 評価結果」には、貴大学が「大学基準」に適合しているか否かを記しています。

「Ⅱ 総評」には、貴大学の理念・目的・教育目標とその達成状況等を示した「一 理念・目的・教育目標の達成への全学的な姿勢」、貴大学の自己点検・評価のしくみとそれがどのように機能しているかを示した「二 自己点検・評価の体制」、「大学基準」の充足状況について貴大学の長所と問題点を整理した「三 長所の伸張と問題点の改善に向けての取り組み」を含んでおります。

「Ⅲ 大学に対する提言」は、「長所として特記すべき事項」、「勧告」、「助言」で構成されます。「長所として特記すべき事項」は、大学がその特色ある優れた取り組みをさらに伸張するために示した事項です。ただし、その取り組みがいかに優れたものであっても、一部の教員のみによる事例や、制度の設置・仕組みの整備だけで成果が確認できない場合については基本的に指摘から除外しております。

「勧告」は法令違反など大学としての最低要件を満たしていない、もしくは改善への取り組みが十分ではないという事項に対し、義務的に改善をもとめたものです。「勧告」事項が示された大学においては、同事項に誠実に対応し、早急にこれを是正する措置を講じるとともにその結果を改善報告書として取りまとめ、原則として2014（平成26）年7月末日までにこれをご提出いただきたく存じます。

一方、「助言」は、大学としての最低要件は満たしているものの、理念・目的・教育目標の達成に向けた一層の改善努力を促すために提示するものです。「助言」についても「勧告」同様、改善報告がもとめられるものの、それらにどのように対応するかは各大学の判断に委ねられております。この点で「勧告」と「助言」の性格は異なっております。

また、今回提示した各指摘は、貴大学からの申請資料に基づく書面評価に加えて、実地視察ならびに意見申立といった手続きを踏んだ上で導き出したものであり、可能なかぎり実態に即した指摘となるよう留意したことを申し添えます。

都留文科大学資料1—都留文科大学提出資料一覧

都留文科大学資料2—都留文科大学に対する大学評価のスケジュール

都留文科大学提出資料一覧

調書

資料の名称
(1)点検・評価報告書 (2)大学基礎データ (3)専任教員の教育・研究業績(表24、25) (4)自己点検・評価報告書における点検・評価項目記載状況

添付資料

資料の種類	資料の名称
(1) 学部、学科、大学院研究科等の学生募集要項	<ul style="list-style-type: none"> ・2009(平成21)年度 推薦・一般入学学生募集要項 ・2009(平成21)年度 AO入学試験(初等教育学科体育系)学生募集要項 ・2009(平成21)年度 編入学学生募集要項 ・2009(平成21)年度 私費外国人留学生学生募集要項 ・2009(平成21)年度 大学院文学研究科(修士課程)学生募集要項【第Ⅰ期】一般選抜・社会人選抜 ・2009(平成21)年度 大学院文学研究科(修士課程)学生募集要項【第Ⅱ期】一般選抜・社会人選抜 ・2009(平成21)年度 大学院文学研究科(修士課程)学生募集要項 現職教員選抜 ・2009(平成21)年度 文学専攻科学生募集要項
(2) 大学、学部、学科、大学院研究科等の概要を紹介したパンフレット	<ul style="list-style-type: none"> ・2009(平成21)年度 学部大学案内 ・2009(平成21)年度 大学院文学研究科大学案内
(3) 学部、学科、大学院研究科等の教育内容、履修方法等を具体的に理解する上で役立つもの	<ul style="list-style-type: none"> a.2009(平成21)年度学生便覧 b.2009(平成21)年度講義要項 c.2009(平成21)年度大学院文学研究科便覧・履修要項 d.2009(平成21)年度文学専攻科教育学専攻履修の手引
(4) 学部、学科、大学院研究科の年間授業時間割表	<ul style="list-style-type: none"> ・2009(平成21)年度初等教育学科授業時間割表 ・2009(平成21)年度国文学科授業時間割表 ・2009(平成21)年度英文学科授業時間割表 ・2009(平成21)年度社会学科授業時間割表 ・2009(平成21)年度比較文化学科授業時間割表 ・2009(平成21)年度大学院文学研究科授業時間割表
(5) 規程集	都留文科大学規程集
(6) 各種規程等一覧(抜粋)	
① 大学学則等	<ul style="list-style-type: none"> 都留文科大学学則 都留文科大学大学院学則 都留文科大学文学専攻科規程
② 教授会規程等	<ul style="list-style-type: none"> 都留文科大学教授会規程 都留文科大学大学院文学研究科委員会規則
③ 教員人事規程等	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人都留文科大学教員選考規程 公立大学法人都留文科大学教員選考基準 公立大学法人都留文科大学専任教員選考内規 公立大学法人都留文科大学教員選考委員会規則 公立大学法人都留文科大学特任教授等に関する規程 公立大学法人都留文科大学大学院研究科教員資格審査規程 公立大学法人都留文科大学大学院研究科教員資格審査委員会規則 公立大学法人都留文科大学大学院研究科教員資格審査内規
④ 学長選出・罷免関係規程	<ul style="list-style-type: none"> 公立大学法人都留文科大学学長選考等規程 公立大学法人都留文科大学学長選考等規程実施細則 公立大学法人都留文科大学学長選挙実施要領

資料の種類	資料の名称
⑤ 自己点検・評価関係規程等	公立大学法人都留文科大学学長解任規則 都留文科大学自己点検・評価委員会規則 都留文科大学FD委員会規則
⑥ ハラスメントの防止に関する規程等	公立大学法人都留文科大学職員のハラスメントの防止等に関する規程
⑦ 寄付行為	公立大学法人都留文科大学定款
⑧ 理事会名簿	公立大学法人都留文科大学理事・監事名簿
⑨ その他 情報公開等	公立大学法人都留文科大学における個人情報の保護に関する規程 公立大学法人都留文科大学における情報公開に関する規程 都留文科大学入試情報公開・開示取扱要綱
組織運営等	公立大学法人都留文科大学教育研究審議会規程 教育研究審議会にて審議する人事案件の投票に関する内規 公立大学法人都留文科大学組織及び運営に関する基本規程 公立大学法人都留文科大学委員会等設置規程 都留文科大学運営会議規則 公立大学法人都留文科大学連絡会議規則 公立大学法人都留文科大学職員就業規則 公立大学法人都留文科大学会計規程 公立大学法人都留文科大学会計規程実施規則
非常勤講師等	公立大学法人都留文科大学非常勤講師選考規程 都留文科大学非常勤講師の採用人事の手続きに関する内規
(7) 大学・学部等が独自に作成した自己点検・評価報告書	・2009年度授業についての学生アンケート用紙 ・2008年度授業についての学生アンケート結果 (都留文科大学報第110号 P16～17)
(8) 附属(置)研究所や附属病院等の紹介パンフレット	なし
(9) 図書館利用ガイド等	・付属図書館利用案内2009
(10) ハラスメント防止に関するパンフレット	・権利侵害及びセクシュアル・ハラスメントに関する防止・対策ガイドライン(2009学生便覧P265に掲載)
(11) 就職指導に関するパンフレット	・就職ガイダンス2010
(12) 学生へのカウンセリング利用のためのパンフレット	・学生相談室のご案内
(13) その他	なし
(14) 財務関係書類	・財務諸表(平成21年度)(各種内訳表、明細表を含む) ・決算報告書(平成21年度) ・監事監査報告書(平成21年度) ・財務状況公開に関する資料(都留文科大学ホームページURLおよび写し)
(15) 寄附行為	公立大学法人都留文科大学定款

都留文科大学に対する大学評価のスケジュール

貴大学の評価は以下の手順でとり行った。

2010年	1月7日	貴大学より大学評価申請書の提出
	3月5日	第12回大学評価委員会の開催（平成22年度大学評価における評価組織体制および大学評価のスケジュールの確認）
	3月12日	臨時理事会の開催（平成22年度大学評価委員会各分科会の構成を決定）
	4月上旬	貴大学より大学評価関連資料の提出
	4月28日	第1回大学財務評価分科会の開催
	5月11日	評価者研修セミナーの開催（平成22年度の評価の概要ならび
	13日	に主査・委員が行う作業の説明）
	～14日	
	17日	
	19日	
	5月下旬	主査ならびに委員に対し、貴大学より提出された資料の送付
	～7月上旬	主査ならびに委員による貴大学に対する評価所見の作成
	～7月下旬	分科会報告書（原案）の作成（各委員の評価所見の統合）
	8月4日	第2回大学財務評価分科会の開催
	～5日	
	8月23日	大学評価分科会第31群の開催（分科会報告書（原案）の修正）
	9月～	分科会報告書（案）の貴大学への送付
	10月14日	本部キャンパス実地視察の実施、その後、分科会報告書（最終版）の作成
	11月1日	第3回大学財務評価分科会の開催
	～2日	
	11日	
	11月20日	第6回大学評価委員会正・副委員長・幹事会の開催（分科会報告書をもとに「評価結果」（委員長案）を作成）
	～21日	
	12月4日	第13回大学評価委員会の開催（「評価結果」（委員長案）の検討）
	～5日	
	12月下旬	「評価結果」（委員会案）の貴大学への送付
2011年	1月31日	第4回大学財務評価分科会の開催
	2月11日	第14回大学評価委員会の開催（大学から提示された意見を参

- ～12日 考に「評価結果」(委員会案)を修正し、「評価結果」(最終案)を作成)
- 2月18日 第462回理事会の開催(「評価結果」(最終案)を評議員会に上程することの了承)
- 3月11日 第105回評議員会、臨時理事会の開催(「評価結果」の承認)